

学籍異動に関する手続きについて

次の学籍異動を希望する者は、事前に教務係から所定の様式を受け取り、**3月9日(金)**までに事務室(教務係)へ提出してください。

なお、手続きが遅れた場合は、4月以降の授業料納付義務が生じますので、期限を厳守してください。

- ①平成30年(2018年)3月末で退学を希望する者
- ②平成30年(2018年)4月から休学を希望する者

平成30年2月16日

国際文化研究科長